

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

制 定 平成20年5月30日規則第111号

最近改定 平成29年3月31日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の需要が低い建築物の承認手続)

第2条 条例第3条第4項の市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による附置義務緩和承認申請書3通、別表第1に掲げる図書各3通その他都市計画局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る建築物の工事の完了後、速やかに所定の様式による工事完了届2通、別表第1に掲げる図書各2通その他都市計画局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(荷さばきのための駐車施設を附置する場合の駐車台数)

第3条 条例第3条第5項の市規則で定める台数は、10台とする。

(駐車施設等の出口及び入口に関する技術的基準)

第4条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条の規定により附置される駐車施設等（条例第3条第1項に規定する駐車施設（以下「駐車施設」という。）及び条例第5条第1項に規定する自動二輪車駐車施設（以下「自動二輪車駐車施設」という。）をいう。以下同じ。）の出口（駐車施設等の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）の路面に接する部分をいう。以下同じ。）及び入口（駐車施設等の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）に関するものは、次のとおりとする。ただし、駐車のために供する部分の面積が50平方メートル以下の駐車施設等にあつては、この限りでない。

(1) 幅員が4メートル未満の道路の路面に接する構造でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、建築物の敷地のうち、駐車施設等の出口又は入口が接する道路に接する部分を自動車の通路に供することにより、4メートル以上の有効幅員を有する自動車の通路が確保されるときは、この限りでない。

ア 駐車施設等の敷地に接する道路の幅員がいずれも4メートル未満の場合

イ 駐車施設等の敷地が幅員4メートル以上の道路及び幅員4メートル未満の道路のいずれにも接している場合で、他の法令の規定により当該幅員4メートル以上の道路側に出口又は入口を設けることができないとき

ウ 駐車施設等の敷地が幅員4メートル以上の道路及び幅員4メートル未満の道路のいずれにも接している場合で、当該敷地内の駐車施設等以外の建築物の配置により当該幅員4メートル以上の道路側に出口又は入口を設けることが著しく困難であるとき

エ 駐車施設等の敷地が幅員4メートル以上の道路及び幅員4メートル未満の道路のいずれにも接してい

る場合で、当該幅員4メートル未満の道路に出口又は入口を設けることが周囲の安全な交通に資すると市長が認めるとき

(2) 次の道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること

ア 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号。以下「令」という。)第7条第1項第1号イ、ロ及びニに掲げる道路又はその部分(イに掲げる道路の部分にあっては、交差点の側端又は当該側端から5メートル以内の道路の部分で、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、市長が出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものを除く。)

イ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から10メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右10メートル以内の部分を含む。)

ウ 縦断勾配が17パーセントを超える道路

(3) 令第7条第1項第2号の基準を満たしているものであること

(4) 令第7条第1項第5号の基準を満たしているものであること。ただし、警報装置又はこれに類するものの設置により、周辺の交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

(車路に関する技術的基準)

第5条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条の規定により附置される駐車施設等の車路に関するものは、次のとおりとする。

(1) 駐車施設等の車路の幅員は、次に掲げる車路の区分に応じ、それぞれ次に定める幅員であること。ただし、建築物の敷地の形状及び当該敷地内の建築物の構造等やむを得ない理由により必要な幅員を確保することが困難な場合であって、警報装置、自動車の滞留場所又はこれらに類するものの設置その他自動車が安全かつ円滑に通行することができるための措置が講じられているときは、別に都市計画局長が定める幅員とする。

ア 駐車施設から道路に通じる一方通行の車路 3メートル(自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の場合にあっては、3.5メートル)以上

イ ア以外の駐車施設から道路に通じる車路 5メートル(自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の場合にあっては、5.5メートル)以上

ウ 自動二輪車駐車施設から道路に通じる一方通行の車路 2.25メートル以上

エ ウ以外の自動二輪車駐車施設から道路に通じる車路 3.5メートル以上

(2) 建築物である駐車施設等(建築基準法第2条第1号に規定する建築物である駐車施設等をいう。以下同じ。)の車路にあっては、次のいずれにも適合するものであること

ア 駐車施設の車路にあっては、はり下の高さは、2.3メートル(条例第8条第3項の車路にあっては、3.2メートル)以上であること

イ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下この条において同じ。)は、自動車を5メートル以上の内法半径で回転させることができる構造(自動二輪車駐車施設の屈曲部にあっては、条例第3条第1項に規定する自動二輪車を3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造)であること。ただし、当該屈曲部を通行する自動車のために警報装置又はこれに類するものの設置その他自動車が

安全かつ円滑に走行することができるための措置が講じられている場合は、この限りでない。

ウ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを越えないこと

(駐車のために供する部分に関する技術的基準)

第6条 条例第8条第4項の市規則で定める技術的基準のうち条例第3条から第6条の規定により附置される駐車施設等の自動車の駐車のために供する部分に関するものは、次のとおりとする。

- (1) 建築物である駐車施設等(自動二輪車駐車施設を除く。)にあつては、はり下の高さは、2.1メートル(条例第8条第3項の荷さばきのための駐車施設にあつては、3メートル)以上であること
- (2) 自動二輪車駐車施設にあつては、看板の設置その他の方法により、自動二輪車の駐車のために供する部分であることを明示すること

(共同駐車場の指定手続等)

第7条 条例第9条第2項に規定する共同駐車場(以下「共同駐車場」という。)の指定は、当該指定を受けようとする駐車施設等を所有する者(工事中の駐車施設等にあつては当該駐車施設等の建築主)の申請により行う。

2 前項の申請を行おうとする者は、所定の様式による共同駐車場指定申請書2通、所定の様式による共同駐車場概要書、別表第2に掲げる図書各2通その他都市計画局長が必要と認める書類(以下この項において「申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。申請書等に記載した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、当該共同駐車場の共同駐車場概要書を都市計画局計画部内に置いて、一般の閲覧に供するものとする。

4 工事中の駐車施設等について第1項の指定を受けた者は、当該工事の完了後、速やかに所定の様式による共同駐車場工事完了届2通、別表第2に掲げる図書各2通その他都市計画局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

5 第1項の指定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 共同駐車場の指定を受けた駐車施設等であることを示す表示板を当該駐車施設等の出入口その他公衆の見やすい場所に設けること
- (2) 毎年1回、当該指定に係る駐車施設等の現況を示す書類を市長に提出すること

(駐車施設等の附置の特例の承認手続等)

第8条 条例第9条第3項前段の規定による市長の承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書3通、別表第3に掲げる図書各3通その他都市計画局長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。承認を受けて設置した駐車施設等の位置、規模及び構造を変更しようとするときも、また同様とする。

2 条例第9条第3項後段の規定により、条例第3条から第6条までの規定により附置した駐車施設等の位置、規模及び構造の変更についての承認を受けようとする者は、所定の様式による駐車施設等承認申請書2通、別表第4に掲げる図書各2通その他都市計画局長が必要と認める書類(以下この項においてこれらを「申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更建築確認申請を要するときは、申請書等の提出を省略することができる。

3 第1項の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該承認に係る駐車施設等の位置を示す表示板を駐車場の附置に係る建築物の出入口その他公衆の見

やすい場所に設けること

(2) 毎年1回、当該承認に係る駐車施設等が設置されていることを証する書類を市長に提出すること
(措置命令)

第9条 条例第13条の規定による必要な措置の命令は、所定の様式による措置命令書を同条に掲げる規定に違反した者に交付して行う。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附則 (平成20年5月30日規則第111号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 (平成24年3月30日規則第84号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 (平成27年3月27日規則第43号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (平成28年3月25日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成29年3月31日規則第44号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

図書の種類	明示すべき事項
縮尺5,000分の1以上の付近見取図	建築物（当該建築物と鉄道駅が地下通路、上空通路その他の通路で接続されている場合にあつては当該通路を含む。以下この表において同じ。）の敷地の位置、鉄道駅の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置
縮尺300分の1以上の配置図	駐車施設の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模並びに駐車施設の敷地が接する道路の位置及び幅員
縮尺300分の1以上の各階平面図	駐車施設の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模並びに建築物の用途及び規模
縮尺300分の1以上の断面図	駐車施設の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模
縮尺300分の1以上の立面図	

別表第2（第7条関係）

図書の種類	明示すべき事項
縮尺5,000分の1以上の付近見取図	共同駐車場の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置
縮尺300分の1以上の配置図	共同駐車場の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模並びに共同駐車場の敷地が接する道路の位置及び幅員
縮尺300分の1以上の各階平面図	共同駐車場の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模
縮尺300分の1以上の断面図	
縮尺300分の1以上の立面図	

別表第3（第8条関係）

図書の種類	明示すべき事項
縮尺5,000分の1以上の付近見取図	建築物の敷地以外の場所に設置する駐車施設等（以下「敷地外駐車施設等」という。）及び建築物の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置
敷地外駐車施設等に係る縮尺300分の1以上の配置図	敷地外駐車施設等の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模並びに敷地外駐車施設等の敷地が接する道路の位置及び幅員
敷地外駐車施設等（建築物である駐車施設等に限る。）に係る縮尺300分の1以上の各階平面図	敷地外駐車施設等の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模
敷地外駐車施設等（建築物である駐車施設等に限る。）に係る縮尺300分の1以上の断面図	
敷地外駐車施設等（建築物である駐車施設等に限る。）に係る縮尺300分の1以上の立面図	
建築物に係る縮尺300分の1以上の配置図	建築物の敷地が接する道路の位置及び幅員（附置する駐車施設等がある場合にあつては、当該駐車施設等の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模）
建築物に係る縮尺300分の1以上の各階平面図	建築物の用途及び規模（附置する駐車施設等がある場合にあつては、当該駐車施設等の駐車のために供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模）
建築物に係る縮尺300分の1以上の断面図	
建築物に係る縮尺300分の1以上の立面図	

別表第4（第8条関係）

図書の種類	明示すべき事項
縮尺5,000分の1以上の付近見取図	建築物の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置
縮尺300分の1以上の配置図	駐車の用に供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模並びに建築物の敷地が接する道路の位置及び幅員
縮尺300分の1以上の各階平面図	駐車の用に供する部分、車路、出口及び入口の位置及び規模
縮尺300分の1以上の断面図	
縮尺300分の1以上の立面図	